

入札日	平成19年2月26日
工事名	大須漁港防波堤災害復旧工事
工事場所	石巻市雄勝町大須地先
工事種別	土木A
工事概要	防波堤復旧 L = 240.0m 堤体工 L = 240.0m 仮設道路工 L = 412.0m
工期	契約の日から平成19年3月29日まで
契約者	石巻市門脇町二丁目3番7号 津田海運(株)
予定価格	34,455千円(消費税及び地方消費税を除いた額)
指名理由	<p>1 石巻市契約規則(平成17年石巻市規則第57号)第3条第2項に定める競争入札参加資格承認簿に登録された者で、指名通知日において、次に掲げるすべての要件を満たしているものであること。</p> <p>ア 石巻市内に本店、支店、営業所等のいずれかを有し、格付工種が「土木一式工事」、等級が「A」ランクに属する者</p> <p>イ 「土木工事業」に係る特定建設業の許可を受けている者</p> <p>ウ 次のいずれにも該当する者をこの工事現場に専任で配置できる者</p> <p>(ア) 入札の参加申請があった日の前日までに1級土木施工管理技士若しくはこれと同等以上の資格を有する主任技術者又は「土木工事業」の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を取得している者若しくはこれに準ずる者*注(以下これらを「監理技術者等」という。)</p> <p>(イ) 平成3年度以降に、公的機関発注による漁港・港湾及び海岸の構造物工事で、元請業者の監理技術者等として、船舶使用の海上作業の施工経験を有する者</p> <p>なお、施工経験を有するとは、工事を始期から終期まで従事した場合をいい、従事役職は、主任技術者又は監理技術者に限る。</p> <p>(ウ) 入札の参加申請があった日の前日から起算して3月以上前から当該入札参加業者と直接的な雇用関係にある者</p> <p>*注 上記1ウ(ア)の「これに準ずる者」とは、次の①又は②に掲げる者をいう。</p> <p>① 平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者</p> <p>② 平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者</p> <p>エ 平成3年度以降に、公的機関発注による漁港・港湾及び海岸の構造物工事で船舶使用の海上施工工事を元請又は下請として施工した実績を有すること。</p> <p>2 次に掲げるいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 入札参加申請書類の審査後における指名通知を受けていない者</p> <p>イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「令」という。)第167条の4第1項に規定する者</p> <p>ウ 石巻市競争入札参加資格者指名停止等措置要綱(平成17年石巻市告示第180号)第2条第1項の規定による指名停止又は同要綱第12条第1項から第3項までの規定による指名回避を受けている者</p> <p>エ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>オ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされた者。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、当該申立てがなされていない者とみなす。</p> <p>カ 指名通知日において、石巻市の発注の手持ち工事(予定価格が130万円を超える建設請負工事をいう。)が、土木一式工事について3件に達している者又は総件数で5件に達している者</p> <p>なお、当該指名通知日において手持ち工事がこれらの件数に満たない場合であっても、当該指名通知日以後行われる入札で落札した場合(随意契約により相手方を決定した場合を含む。)は、その契約前であっても手持ち工事を新たに1件有したものとみなし、合計で1つの各格付け工種につき3件又は総件数で5件となった時点で、その後行われる入札に参加していてもその入札は無効とする。</p> <p>キ 同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより前記1ウに掲げる配置予定技術者を配置することができなくなった者</p>

No.	業者名	第1回	第2回(単位:千円)
1	津田海運(株)	27,000	落札
2	金子建設(株)	34,500	
3	(株)宝栄建設	33,600	
4	(株)ウジエ	32,600	
5	明神建設興業(株)	55,239	